



社労士 AI 通信

あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の写真 ～ フランクフルト超高層ビル祭り】

世界でも最大級のストリートフェスティバル「フランクフルト超高層ビル祭り」が開催されました。不定期に開催され、今回は6年前とのこと。このお祭りはその名の通り高層ビルが主役で、高層ビルから飛び降りるベースジャンピングや、高層ビル同士を繋ぐ地上 185m の高さでの綱渡り、高層ビルの中から打ち上げられる花火など、「高層ビル」というテーマでこんなに盛り上がるの?! というくらいの賑わいぶり。街の中心部には砂の高層ビル模型も出現しました。フランクフルトで一番高いビルは「コメルツバンク・タワー」で、アンテナを含む高さは300.25m。横浜ランドマークタワーとほぼ同じです。

【今月のトピックス】

- 今月の写真～「フランクフルト超高層ビル祭り」
- 改正障害者雇用促進法が成立
～精神障害者も義務付けされます
- お気楽 OL AI 子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 人事労務ご担当者のための「お仕事カレンダー」
- セミナー情報



改正障害者雇用促進法が成立～精神障害者も義務付けされます

6月13日に精神障害者の雇用を企業などに義務付ける「改正障害者雇用促進法」が成立しました。現行法が対象としてきた身体障害者と知的障害者に新たに精神障害者を追加。知的障害者の雇用が義務化された1998年以来の大幅な制度改正となります。

＜今回の主な改正内容＞

- ① 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応
 - 障害者に対する差別の禁止
 - 合理的配慮の提供義務
 - 苦情処理・紛争解決援助
- ② 法定雇用率算定基礎の見直し（精神障害者を含む障害者雇用率）

施行日は①が平成28年4月1日、②が平成30年4月1日です。また、障害者雇用率は平成30年4月1日から起算して5年間に限り、精神障害者を含めた障害者の雇用の状況等を勘案して政令で定めるとされています。

参考/厚生労働省：<http://goo.gl/TCjbO> (URL 短縮)

* 障害者の法定雇用率が、今年の4月1日から引き上げられています。民間企業における基準数値は、常用雇用者の2.0%。50人に1人の割合で障害者を雇用しなければならず、これを守れない企業は納付金を支払う必要があります。毎年6月1日現在の高年齢者および障害者の雇用状況報告の提出は7月16日(火)までですのでご注意ください。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支援を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

- 1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応**
 - (1) 障害者に対する差別の禁止
雇用の分野における障害者を理由とする差別的取扱いを禁止する。
 - (2) 合理的配慮の提供義務
事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支援を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過度な負担を及ぼすこととなる場合を除く。
(想定される例)
・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること
→(1)(2)については、公労使陣の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。
 - (3) 苦情処理・紛争解決援助
(1) 事業主に對して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
(2) (1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。
- 2. 法定雇用率の算定基礎の見直し**
法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。
- 3. その他**
障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。
施行期日：平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。)は公布日)

【お気楽OL AI子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのAI子（アイコ）に手を焼く先輩U子（ユウコ）。今月は何が！？



第15回：裁判員制度（労働基準法第7条）

平成21年5月21日に国民が刑事裁判に参加する「裁判員制度」が始まり、4年あまりが経ちました。裁判員は「労働基準法第7条」の公の職務にあたり、使用者は該当労働者がこの裁判員として参加するための必要な時間を申し出た場合、よほどの理由がない限り、これを拒むことはできません。

営業部長 F：「U子さん、おはよう！そういえば、この間は続けて3日も休んじゃって、U子さんたちの部署にも迷惑かけたかな？」

先輩 U子：「いえ、大丈夫です。そういえばFさん、裁判員に選ばれたんですね。どうだった？」

お気楽 AI子：「え～それってなんですか？すごーい♪わたしの周りで初めて聞いた～」

営業部長 F：「AI子ちゃん、いやー緊張したよ。みんな初めてのことだしね。今回ぼくは強制わいせつ致傷罪に問われた事件を担当したんだけど、結局こないだ求刑を上回る判決が出たんだよね」

お気楽 AI子：「えっマジっすか～！？強制わいせつなんて死刑でいいですよ！」

先輩 U子：「あんた、ポイントはそこじゃないでしょ～！！」

地域にもよりますが、裁判員候補になる確率は、1年間では500分の1、最終的に裁判員に選ばれる確率は6000分の1ともいわれており、一見確率は低そうですが、これが一生のうちに当たる確率となると裁判員候補は10分の1、裁判員は120分の1程度になります。いざ、会社の社員が選ばれた時にあわてないように、今のうちから規程をしっかりと作成しておいてください。当オフィスでも「裁判員休暇規程」、ご希望の企業さまには案内させていただきます！！



コーヒープレイク～不思議総合研究所より～

いしげきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国の不思議スポットについてご案内いたします。

第15回：天河神社（奈良県吉野郡天川村）

正式名称を「天河大辨財天社」という、「天河神社」。ここは、「縁がなくては行きつけない」といわれており、「来るべき時期が来ないとたどりつけない」「神様によばれた人が行くところ」などの言い伝えがあります。幸運にも、少し前に両親と姉夫婦、その子供たちとわたし、という総勢7人、一家そろって訪れる機会を得ました。参拝したのは、2011年の秋。この年は、台風12号と15号の影響で天河神社も甚大な影響を受け、途中の道路も通行止めになっていました。もしかすると参拝できないかもね～、などといいながら、まさかの到着。むしろ、あまりにもスムーズにたどりつけたことにびっくり。人もほとんどおらず、静謐な空間。ひととおり参拝が終わって、社務所でお守りやお札を眺めながらキャーキャー騒いでいると、奥から宮司さんが出てきて、包み込むような笑顔でひとこと。「あなたたちは、いいご家族ですね。守られてますよ」マ、マジ？こんなすごいパワーのある神社の宮司さんにほめられて気をよくしたわれわれは、その後、なんと浮かれて島根県の石見银山まで足を運んじやいました（笑）

そして、後日談。じつは、天河神社は芸術・芸能の神様としても知られているのですが、天河神社にお参りしたその年の暮れに、一緒に参拝に行った姪っ子がなんとNMB48（AKBのグループの1つ。大阪を拠点として活動している）のオーディションに合格！まだまだ無名ではありますが、公演に握手会にと、それまでとは生活が一変しました。これも天河神社にお参りしたおかげでしょう。もしも芸術・芸能のご加護を得たいと思われる方は、間違いなくこの天河神社、お勧めです。

<http://www.tenkawa-jinja.or.jp/top/index.html>





人事労務ご担当者のための 7月のお仕事カレンダー

日付	7月の業務内容
7月1日(月)	5月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789
7月10日(水)	社会保険の算定基礎届の提出（7月1日～7月10日まで） 参考：年金機構「算定基礎届等提出」 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=23227
7月10日(水)	労働保険年度更新（6月3日～7月10日まで） 参考：厚労省「労働保険年度更新」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken21/
7月10日(水)	一括有期事業開始届（建設業）届出 参考：電子政府の総合窓口イ・ガブ http://goo.gl/2m2Qw （URLを短縮しています）
7月10日(水)	6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考：国税庁 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
7月16日(火)	高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出（6月3日～7月16日まで） 参考：厚労省「高齢者・障害者雇用状況報告」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koureisha-koyou/
7月31日(水)	労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の4月～6月の労災事故報告） 参考：厚労省「労働災害が発生したとき」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html
7月31日(水)	6月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789
7月31日(水)	協会けんぽ「扶養者資格再確認」提出 参考リンク：協会けんぽ「被扶養者資格の再確認」 http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/h25-3/20130301001

《今月の確認事項》

- *労働保険年度更新／社会保険の算定基礎届…提出期限は7月10日までです。
- *障害者、高齢者雇用状況の確認／協会けんぽ被扶養者資格の再確認の提出期限に注意
- *賞与支払届の提出…支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出します。
参考：年金機構「賞与を支給したときの手続き」<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2059>

【いしげきのセミナー情報】☆7月開催予定☆

★派遣元責任者講習会 ～労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントを網羅！～

日 程：7月12日(金) 10:00～17:00 会 場：新宿センタービル46階 エイジェック内
受 講 料：一般：8,000円 / 登録会員：7,000円（教材費、税込）

★～経営者に気づきを与える！～社長の思いを反映した退職金制度の作り方

日 程：7月22日(月) 15:00～17:00 会 場：株式会社オービックビジネスコンサルタント東京支店
受 講 料：無料

＜お問い合わせ・ご相談＞

「社労士 AI 通信」のバックナンバーは So-net が運営する SOHO・個人事業主の事業支援サイト
「Smart SoHo」において好評掲載中！ <http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

いしげきマネジメント・オフィス

特定社会保険労務士 石関 裕子

TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976

E-mail : info@sr-ishizeki.jp

<http://www.sr-ishizeki.jp/>

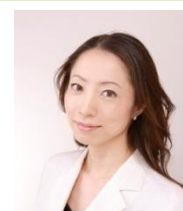


社労士 AI 通信編集 阿河 敬子

特定社会保険労務士 休業中

2012年12月よりドイツ・フランクフルト在住

E-mail : info@qualitas-sr.jp



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI（エーアイ）通信・第15号」はお楽しみいただけましたでしょうか。今年も梅雨らしい天候が続いていますね。日々うっとおしく、社労士には一番忙しいこの季節。雨の中、ひとときわ色鮮やかに咲くあじさいを見ると、なぜだか元気がもらえます。「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります！！